

あなたは大丈夫?

考えよう! インターネットと人権

(三訂版)



公益財團法人・人権教育啓発推進センター

人権は 21世紀をリードする 電子館

『STOP! ネットトラブルの歌』 ～中学生・高校生編～

2年

青森県警察「心のネット強化事業」

友達に見せたくて

「いいね!」とか「かわいい!」のために

晒さらしてどうする そこで燃えてどうする

なんかムカついて

暴言で書き込んだコメントで

だれかを苦しめて満足 そんなことで心満たすの

時間は巻き戻せないから 想像してみて

ネットで広がる悪意 悲しいよね

タイムラインが忙刹でいっぱい!

そう、hold on

部屋で一人つぶやいても 世界が見てるということなんだ

(だから)

ちょっと待って ブレーキかけて

やる気のいどろは もっと別のところじゃない?

(だから)

ちょっと待って 落ち着いて

誰かを傷つけるために 買ったスマホじゃない!

人生は選択の連続らしい

耳をすませば 選ぶべき道がわかるはず

人生は選択の連続らしい

楽しくネットしたいなら このこと覚えておいてほしい♪

[STOP ネットトラブルの歌](http://www.police.pref.aomori.lg.jp/kaimbu/kouhou/dissa23/doga2.html)

※ご利用の環境によっては、音楽が表示されない場合がございます。



思考しよう 家族みんなで スマホのルール
私たちを子供たちの
保護もうまく実現に取り組みます。 法務省人権擁護局 × 文部科学省

人権ライブラリー

人権ライブラリーは、人権に関する図書・ビデオ・DVD・雑誌・パンフレットなどの収集・貯蔵を行っています。人権についての様々な事を調べたり学習することができます。

人権ライブラリー

<http://www.moj.go.jp/>

なくそうよ いじめと差別 絶対に
家庭で安心・安全な社会へ

便利なインターネットを使いつぶやいて、
使い方次第で危険なトラブルが
正しいルールと知識を身に付け、
人権尊重意識をもって、インターネットを利用しましょう!



目次 CONTENTS

| | |
|-------------------------------------|-------|
| CHECK 「インターネットを使うとき、こんなことをしていませんか?」 | 2 |
| ネットは便利だけだ | 3-4 |
| 使い方を間違えると大変なことに! | 5 |
| 無料通話アプリやSNSなどを使用したいのに | 6 |
| 自覚症状 | 7-8 |
| 個人情報の整理機能 | 9 |
| デマ・フェイクニュースの範囲 | 10 |
| 著作権侵害 | 11 |
| 性犯罪 | 11 |
| コラム「SNSへの書き込みを挑発する出来事が発生!」 | 11 |
| コラム「インターネットの基础设施利用が深刻化」 | 12 |
| ネット被害から自分を守るために | 13-14 |
| ネットで相手を傷つけないために | 15-16 |
| フィルタリング、ルール、マナーは、子どもの人権を守ります! | 17-18 |
| 困った時には、一人で悩まず、相談しよう! | 19-20 |
| 書き込みや写真、動画などの削除依頼について知りましょう | 21-22 |
| 苦情やアドバイスに割り切られる場合の手順 | 23 |
| 「STOP! ネットトラブルの歌」～中学生・高校生編～ 青森県警察 | 23 |

法律家会議

立派: 法務省人権擁護局 ホームページ <http://www.moj.go.jp/JIKEN/>

監修: 増田 大祐(千葉大学教育学部教授)

制作: 公益財團法人・人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都新宿区北山2丁目10番12号 KDXビル6階

電話: 03-5777-1802(代表) FAX: 03-5777-1853 ホームページ <http://www.jikken.or.jp>

CHECK

インターネットを使うとき、
こんなことをしていませんか?

匿名だから何を書き込んでもいいと思っていませんか?

悪口や差別的な書き込みはしていませんか?

うそやうわざを書き込んでいませんか?

暴力的な言葉を書き込んでいませんか?

安易に自分の写真や情報を載せていませんか?

知り合いの住所や連絡先を

無断で書き込んでいませんか?

心当たりのないメッセージに返信していませんか?

出会いの情報や写真を安易に拡散していませんか?

出会い系サイト・アプリを利用していないませんか?

ID、パスワードの管理をいいかげんにしていませんか?

よく確認しないまま、添付ファイルを開いていませんか?

インターネット上の情報を

うのみにしていませんか?

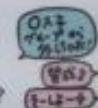
SNSで知り合った人と

1人で会おうとしていませんか?

フィルタリングなしで

インターネットを利用していないませんか?

その行為には
危険がひそんで
いるかも



ネットは便利だけど…

インターネットは、パソコンやスマートフォン、タブレットなどを使って簡単に利用できます。また、様々なアプリやSNSの活用でコミュニケーションの幅が広がります。

様々な人と交流ができる！

アプリやSNSを使っていろいろなテーマについて話し合ったり、趣味の情報を交換したり、写真や動画を共有したり、様々な人々と交流することができます。



世界とつながっている！

世界中のWEBサイトにアクセスでき、ニュース、文化、経済など、様々な分野で世界とつながることができます。



楽しみが広がる！

漫画、ゲーム、映画、ドラマ、ライブ映像や投稿された動画などを気軽に楽しめます。



勉強に利用できる！

様々な学習に利用でき、勉強の手助けをしてくれます。



豊富な情報を簡単に集めたり、私たちの意見や気持ちを多くの人に知ってもらうことができるけれど…。



障害のある人の行動範囲が広がる！

メールや読み上げソフトなどで、聴覚や視覚に障害がある人の意思疇みにも役立てられています。



自分の意見や作品を発表できる！

SNSなどを使い、意見や小説、音楽、動画など、自由に発表できます。



情報収集ができる！

短時間で、いろいろな情報を収集することができます。



それでは、

インターネットと人権がどのように関係しているか 考えてみましょう！

このパンフレットを読んで考えよう!!

使い方を間違えると 大変なことに！

インターネットは、匿名で簡単に情報発信できたり、同時に情報を世界中に伝えられたりするなどの特長があり、便利な一方で、インターネットを悪用した人権侵害も毎年数多く発生しています（P.12参照）。使い方を間違えると、人の心を傷つける「凶器」にもなり、使い方次第で、「加害者」にも、「被害者」にもなるおそれがあるのです。



大人になってから…

また、一度ネット上に流出した写真などの個人情報は、その後だけの問題にとどまりません。その情報は完全に削除できないことから、いつまでも残ってしまい、将来においても被害を受け続けることになります。特に、個人情報を掲載しやすいブログ、SNS及びそれらに連動したアプリには注意が必要です。

1 無料通信アプリやSNSなどを使用した いじめ

たとえば…

行き違いから発展したネットいじめ

無料通信アプリでメッセージを読んだにもかかわらず返信しなかったことがきっかけで、怒った親友がネット上に自分に対するイヤイ、悪口を繰り返し投稿し、そのうちクラスから黙殺されるようになり、不登校になりました。



たとえば…

無料通信アプリにおける仲間外れや誹謗・中傷

無料通信アプリのグループから外されたり、再びにわたり、同級生からネット上に陰湿な悪口を書かれたりしました。また、書き込まれた悪口が拡散し、学校に行けなくなってしまいました。最終的には、同級生を名探しして、「ネットに悪口を書かれるのがツライ」と進撃を実現して自殺しました。



ネットいじめの特徴は、情報があつという間に広がる、発覚しにくいなどがあります。ネット上に書き込まれた誹謗中傷はすぐに拡散し、いじめが拡大しやすいことから、人の心を深く傷つけ、時には命にかかわるほどの深刻な事態になることがあります。もし、インターネットなどでいじめを受けたら、一人で悩まず、学校や保護者などの相談できる大人が、法務局（P.20）などに相談しましょう。

2児童ポルノ・リベンジポルノ

たとえば…

児童ポルノ被害

あるバンドのファンの交流サイトで知り合った人から、裸の写真を送ってくれたらライブのチケットを譲ってあげると喜ばれました。どうしてもライブに行きたくて、裸の写真を撮って送りましたが、その後すぐに相手と連絡が取れなくなってしまった。結果チケットは手に入らませんでした。しばらくして、その人が児童ポルノの犯罪で横断されたことを知りました。



たとえば…

リベンジポルノ被害

交際していた彼氏に、裸の写真を撮らせてほしいと言われて、そのときはラブレターフだったので言われるままに撮らせてしました。その後、彼氏と大げんかして別れることになりました。しばらくして、当時彼氏に撮らせた自分の裸の写真がネット上で公開されているのがわかりました。



解説

リベンジポルノは重大な人権侵害であり、犯罪です！

元交際相手などの性的な画像などを、相手の同意を得ることなく、SNSやインターネットの掲示板などに公表する行為(いわゆる「リベンジポルノ」)が多発しています。このような行為によって、被害者は長期間にわたり精神的苦痛を感じ、平穏な生活が脅かされています。

平成26年「私事性的画像記録(物)の提供等による被害の防止に関する法律」、いわゆる「リベンジポルノ防止法」が施行され、性的画像をネットに掲載する行為や、ネットに掲載させる目的で第三者に渡す行為は、公表罪や公表目的提供罪に該当することになりました。

公表罪

第三者が撮影対象者を特定できる方法で、私事性的画像記録(物)を不特定多数しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者

① インターネットに公表、写真のばらまき行為など

3年以下の懲役 又は
50万円以下の罰金

公表目的提供罪

公表させる目的で、私事性的画像記録(物)を提供した者

② インターネットに公表させる目的で、特定の者に画像を提供する行為など

1年以下の懲役 又は
30万円以下の罰金



ネットによる性的被害の
きっかけとなるツールの変化

青少年にとって深刻な人権侵害である性的被害のきっかけは、かつては出会い系サイトが主なものでしたが、近年、より身近に感じられるSNS等に変化しています。楽しいコミュニケーション手段であるはずのサイトやアプリですが、利用する際には、危険な犯罪に巻き込まれることがないか、注意を怠らないことが重要です。

3個人情報の無断掲載

無断で他人の名前や住所、写真、アドレスなどをインターネットに公開することはプライバシーの侵害にあたります。

たとえば…

ネット掲示板に、あるクラスメイトのことを本人に無断で「彼女募集中！」と書き込み、そのクラスメイトの顔写真やアドレス、電話番号、住所を掲載しました。

そのクラスメイトが、心当たりのないメールが多量に届くようになったことを不審に思い学校に相談したところ、書き込みが原因であったことが判明し、学校から、削除名であっても、書き込みをした人は特定されること、私はみな書き込みが、違法行為や危険を指すことにつながることなどについて、厳重な指導を受けました。



5著作権侵害

他人が作った著作物(映像・写真・音楽・小説など)を無断でインターネット上に掲載したり、販売又は有料配信されている音楽や映像が違法配信されている場合に、そのことを知りながら「違法ダウンロード」したりすることは、著作権の侵害になり、刑罰の対象となります。

たとえば…

市販の人気アニメ作品を違法にダウンロードし、ネット上の動画共有サイトへアップロードしたところ、それに気付いた著作権者から度々に削除の依頼が出されました。しかし、投稿はネット上で不特定多数の者に閲覧され、動画の再生による被害総額は数十億円に上り、著作権法違反の容疑により警察に逮捕されました。



4デマ・フェイクニュースの拡散

事実と異なる偽の情報を、安易に信じてSNSでシェアした結果、本来は無関係な人々が誤謬・中傷を受けるなど、重大な人権侵害を引き起こすことがあります。

たとえば…

ある事件の容疑者の身元について、誤った情報がネット上で拡散され、それを信じた人々から、容疑者とは無関係の人に対する誤謬・中傷が繰り返されました。



6 性犯罪

最近は、SNS等を経由して知り合った異性により、トラブルに巻き込まれ、更にまで発展してしまうケースもあります。

たとえば…

SNSを通じて成人男性と知り合い、いろいろ話を聞いてもらいうちに親しくなりました。その後、男性から「会いたい」と言われたので、実際に会うことになりました。そして、彼の車でドライブに行ったのですが、人気のないところに迷って行かれ、無理矢理わいせつな行為をされました。



COLUMN

SNSへの書き込みを発端とする凶悪事件が発生!

SNSに悩みを投稿した若者を営業巧みに誘い出し殺害したとみられる、極めて残虐な凶悪な事件が発生しました。SNSに書き込んだ悩みをきっかけに、「悩みを聞くから金もう」などと言って誘い出すような情報には十分に注意しましょう。

いじめや虐待などのお悩みには、法務局の窓口(p.20)でもご相談を受け付けています。



ネット被害から自分を守るために

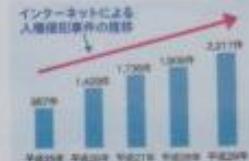
私たちの生活を便利で豊かなものにしてくれるインターネットですが、使い方についての知識やモラルが不十分だと、思わぬトラブルに巻き込まれたり、人権侵害を受けたりする可能性があります。また、インターネット上で一度発信した情報については、完全に削除することが難しいので十分注意しましょう。

最近では、SNSや無料通信アプリによるトラブルが発生しており、深刻な事件につながることもあります。日頃から、ネット上の情報収集や情報発信には責任を持ち、怪しいサイトにはアクセスしないなど、自分から危険に近づかないようにすることが大切です。



このように、インターネットは、使い方次第で、思わぬ方向に被害が広がってしまったり、悪質な犯罪に巻き込まれる危険が潜んでいます。

自由に意見や情報を発信・収集できるインターネットにより、表現の自由や知る権利を、より一層享受できるようになった一方で、気付かぬうちに、自分の人権が侵害されたり、他の人の人権を侵害したりするかもしれません。



COLUMN

インターネットの長時間利用が深刻化

近年、中高生によるパソコンやスマートフォンでのWebサイト・動画・ネットゲームや、SNSの接続時間の急増などによる生活リズムの乱れが指摘されています。インターネットを長時間利用することによる弊害は、健康への悪影響ばかりではなく、学習時間の減少による学力の低下へとつながってしまいます。

インターネットを利用する際には、利用時間を制限するルールを設けるなど、生活習慣のリズムを乱さないよう心がけましょう。

たとえば…

多人数が同時に参加してネット上の仲間とチームを組んで競う、人気のオンラインゲームを友人から紹介してもらいました。最初は、夜遅い前の少しの時間にゲームに参加していただけでしたが、チームを組んで競うため途中で抜けると仲間に迷惑をかけるという想いから、深夜まで続けるようになっていました。ゲームで敵を倒すことで達成感を得るようになったらしく、活躍すれば仲間から賞賛されることが心地よくなり、毎晩時間をほとんど取らずゲームに没頭しました。そのうち、朝起きられなくなり、生活も乱れ不登校となりました。



X 知り合った人には、安易に会わない!



しっかり守ろう!

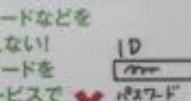
身に覚えのない請求には
絶対に料金を
払わない!

X 個人情報を
販売しない!GPS情報や写真の
背景などにより
場所・住所が発覚!!

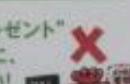
知らない相手からのメールや
件名・内容などが
おかしなメールの
添付ファイルは
開かない!

X 実名で
登録しない!

心当たりのない
メッセージへの
返信はしない!

ID、パスワードなどを
他人に教えない!
同じパスワードを
複数のサービスで
使用しない!

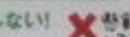
“モデル”や“プレゼント”
などの説得文句に、
むやみにのらない!

X “無料”だから
といって安易に
登録しない!

怪しいサイトで
買い物は
しない!

おかしいなど
と思ったら、
すぐに保護者や
先生などに相談!

情報をうのみにしない!



ネットで相手を傷つけないために

ネットの向こう側にも、あなたと同じ人間がいます。ネット上の匿名性などを悪用し、相手を傷つけるような書き込みは許されません。匿名の書き込みも、調査をすれば、発信者を特定することが可能ですし、罪に問われることもあるのです。また、SNSなどへの何気ない書き込みが相手を傷つけ、取り返しのつかない事態を引き起こしかねません。

顔が見えないからこそ、相手の人権を尊重することを忘れず、配慮を持ってインターネットを利用しましょう。



ネット上の人権侵害についてもっと理解を深めたい人は…

タレントの裏側みなさんがナビゲーターを務め、インターネットを利用する上で危険性や安全な利用方法等をドラマ形式で紹介しています。

専門ビデオ インターネットと人権

なくそうよ いじめと差別 絶対に

相手のことを考えて!

X
他人の悪口や差別的な内容は書き込まない!



使用する言葉に注意!
暴力的な言葉はゼッタイNG!



知り合いの連絡先や住所など個人情報を無断で載せない!



X
横柄のないうわさ話は、載せない!



雑誌や書籍に載っているマンガ、写真、記事などを勝手に掲載しない!



X
出処不明の情報を安易に拡散しない!



他人の書き込みを「あおる」書き込みをしない!



人が写っている写真や動画は勝手に掲載しない!

※写真によっては位置情報を悪用される場合もあるので掲載注意。
※GPS機能も含め、複数の情報をつなぎ合わせると個人を特定できる場合があるので要注意。



認め合おう 一人ひとりの入権を

フィルタリング、ルール、マナーは、子どもの人権を守ります!

「フィルタリング」は必要です!

有害な情報から皆さんを守るために有効な手段として「フィルタリング」があります。平成29年に改正された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」では、携帯電話の事業者は青少年利用者に割り、フィルタリング装置を行うことが義務付けられています。スマホを購入する際には、お店の人に相談し、年齢や判断力に応じた適切なフィルタリングサービスを必ず利用しましょう。

インターネットを使用する際には、犯罪やトラブルに巻き込まれることのないよう、家族とよく相談し、自分の年齢と判断力にふさわしい「フィルタリング」の設定がされているか、きちんと確認することが大切です。

スマートフォンなどを新規契約または
機種変更する場合

既にスマートフォンなどを
利用している場合

・新規契約時は、18歳未満であることを伝えよう。
・お店の人からフィルタリングの説明を受けよう。

・お店の人や保護者と相談し、年齢に合った

適切なフィルタリングを設定してもらおう。

・年齢や使い方、判断力に応じた
フィルタリングサービスを必ず
利用しよう。

当社電話会社が提供しているフィルタリングサービスの一例



なくそうよ いじめと差別 絶対に

インターネットと人権について話し合おう!

インターネットを安心して利用するために、人権意識やモラルについて普段から保護者や友達と話し合い、トラブルに巻き込まれることのないよう、注意し合いましょう。



家庭でルール作りをしよう!

ルールを守ることは、自分を守ることにつながります。インターネットを利用する時は、家族で話し合ってルールを作り、安全で有意義なインターネットの利用に役立てましょう。

【ルール作りのポイント】

- 利用時間、場所、利用目的などを確認する
- 友達への思いやり、配慮などを取り入れる
- 身近な人権について意識する
- 必要に応じ、ルールの見直しを行いながら、常に防脈の共有ができるよう工夫する



スマートフォンなどの使用上のマナーを確認しよう!

スマートフォンなどを歩きながら使用して、画面に盯付けになっていたために、他の人に迷惑をかけたり、スマートフォンを操作しながら自転車を運転し、思わず事故に繋がったりといったケースが多発しています。周りのことを考え、マナーを守って、危険な事故を未然に防いでいくことが、みんなの人権を守ることにもなります。楽しく安全で、安心な生活を送るために、スマートフォンなどの使い方のマナーについて、家族の間で確認しておきましょう。



認め合おう 一人ひとりの入権を

困った時には、 一人で悩まず、相談しよう!

すぐに、信頼できる大人に相談しよう!

インターネット上で自分の悪口が書かれていたり、自分の写真が無断で掲載されたりしたら、保護者や先生など信頼できる大人に相談し、適切な対処方法について考えましょう。

法務局・地方法務局には相談窓口があります!

もし、保護者や先生に相談できなかったり、どうしたらよいか迷ったら、最寄りの法務局・地方法務局の相談窓口に相談できます。全国の法務局・地方法務局では、削除依頼の方法の助言を行なうほか、被害者自らが被害の回復や予防を図ることが困難な場合、プロバイダへの削除要請なども行っています。相談の際には、控えておいたURLや掲載内容、掲載された誹謗・中傷により、どのような問題が起こっているのかなどを具体的な被害を書いたメモなどを用意しておきましょう。



発信者情報の開示請求

誹謗・中傷やプライバシーを侵害する書き込みがされた時は、プロバイダ責任制限法などに基づいて、プロバイダやサーバーの管理者などに対し、書き込みをした人（発信者）の情報開示を請求することができます。詳しくは、お近くの法務局・地方法務局にお問い合わせください。

犯罪に巻き込まれそうな場合には、迷わず警察に相談しましょう。

相手する際には、掲載内容を記載したものが証拠となります。当掲示板のURLと共に、最寄りの交番・警察署に持参してください。



法務局への相談（削除要請など）の流れ

法務局 地方法務局

名前や専門知識を希望する場合
警察署、各都道府県警本部の相談窓口
などをご案内



②助言 被害者が自分で削除依頼を
したい場合
プロバイダへの削除依頼
等具体的な方法をアドバイス



保護者・先生



被害を受けたあなた

①相談

④削除要請

被害者が自分で削除依頼する
ことが困難な場合は初期登録
者が自分で削除依頼したが応じ
てもらえなかった場合
法務局において書き込みの違
法性を判断した上で、プロバイ
ダ等へ削除依頼
+強制力を持たない性質
プロバイダ
の権限となります。 サーバ管理業者など



プロバイダ



発信者
(加害者)

法務局の削除要請に
応じてもらえなかった
場合
裁判所に削除の仮処
分命令の中止をす
る方法を指南
+法務局が代て代
することはできません。自
身がこの命令の中止をす
るもののが強制であれば、
弁護士等に相談してい
ただくことがあります。

*インターネット人権相談窓口
(パソコン、携帯電話、スマートフォン対応)
<http://www.jinken.go.jp/>

*子どもの人権110番(全国共通・通話料無料)
0120-007-110(オラガルセカハナハコホルスル)

受付時間：平日午前9時30分から午後6時30分まで

*みんなの入権110番(全国共通)

0570-003-110(ヤロウセカハナハコホルスル)

受付時間：平日午前8時30分から午後5時30分まで

*女性の人権ホットライン(全国共通)

0570-070-010(ヨロツサゼカホルスル)

受付時間：平日午前8時30分から午後5時30分まで

インターネット人権相談
窓口
QRコード
クリックすると
QRコードを読み取るバーコードリーダー
で読み取ることで相談できます。

認めあう 一人ひとりの人権を

なくそうよ いじめと差別 絶対に

書き込みや写真、動画などの 削除依頼について知りましょう

SNSやサイトなどで、誹謗・中傷などにあたる悪口や写真、動画などが掲載された場合、管理者や、プロバイダなどに、削除の依頼をすることができます。



削除依頼する場合の注意事項

誹謗・中傷にあたる書き込みや動画などが
掲載されている掲示板のURLやアドレスを伝え、
該当する画面や動画は、保存しておきましょう。

印刷ができない携帯専用の表示板やアプリなどの場
合は、カメラなどで撮影し保存しておきましょう。

削除依頼をする場合のリスクについても考えておきましょう。

削除依頼したこと公表されるタイプの掲示板では、削除依頼をしたことにより、書き込みなどの内容に再び注目が集まり、冷やかしや、なりすましの書き込みが増え、結果的に被害が悪化してしまう可能性も考えられます。

また、掲示板によっては、削除依頼をした人の氏名やメールアドレスなどの個人情報を掲載してしまう場合もあります。

削除を依頼するかどうかや、その際に個人情報を入力するかどうかは、自分で判断せず、
保護者に相談するなどして慎重に判断しましょう。もし自分で対応することが不安なときは、
法務局・地方法務局の相談窓口に相談しましょう。

管理者やプロバイダに削除依頼する場合の手順（一例）

削除依頼する場合、一般的には、まず掲示板などの管理者に削除依頼を行ないます。管理者に削除依頼しても削除されない場合には、次の面倒として、その掲示板を提供しているプロバイダに削除依頼を行なうでしょう。ここでは、一般的な削除の手順をご紹介します。

削除の流れ

- 1 誹謗・中傷が掲載されている掲示板のアドレス(URL)などを確認します。
- 2 掲示板のトップページにある「管理者へのお問い合わせ」や「利用の規約」などのページから、削除依頼専用ページ又は連絡先を探します。
(掲示板内に書かれた「削除依頼」と表記されたリンクボタンをクリックすると、掲示板サービスを提供している管理者などの削除専用ページなどにアクセスできます。)
- 3 プロバイダに削除依頼をするためのページが表示されたら、必要事項をフォームに従って入力します。
- 4 内容をもう一度確認し、「削除の実行」をクリックします。

掲示板削除依頼専用ページ（一例）

掲示板削除依頼専用フォーム

氏名 ○○○○○

URL <http://...>

削除依頼番号 ○○○○○○○○

削除理由 当該掲示板に、個人を誹謗・中傷する書き込みがなされ、当事者が学校で
いじめを受けるなどの問題に至っています。今後もこのような現象が継続し、書き
込みが複数発生するなどして当事者の精神的苦痛が重なり、取り返しが困難な状況を
引きかねませんので、早急な削除を行なっていただきますようお願いいたします。

*削除依頼への対応は、掲示板の管理者やプロバイダにより異なります。

なくそうよ いじめと差別 絶対に

認めあう 一人ひとりの人権を